

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°561
2017・11・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 原発避難者訴訟千葉地裁判決を受けて…………… 兒島英樹
日本郵便株式会社・労契法20条東日本訴訟…………… 伊藤安奈
東京朝鮮高校生「高校無償化」国賠訴訟東京地裁判決について…………… 康 仙華
東京都受動喫煙防止条例をめぐる問題点…………… 船尾 遼
新刊旧刊 『明るい失敗』原和良著のお薦め…………… 北村 栄
—身近な悩みや、ちょっとした躓きからの脱出法

ロースクールの実情と法曹養成

- 自分にあった選択を…………… 鈴木 満

法曹養成問題の新局面⑱

- 『変貌する法科大学院と弁護士過剰社会』…………… 立松 彰
—文科省の法科大学院政策の転換にも論及 森山文昭会員(弁護士・愛知大学教授)の新刊書

□71期向け4団体合同説明会へ是非ご参加を



太平洋戦争遺跡 東京・東大和市／旧日立航空機変電所

原発避難者訴訟 千葉地裁判決を受けて

千葉 児島 英樹

第一 千葉判決の概要

本判決（二〇一七年九月三日）は、①国の責任を棄却、②ふるさと喪失慰謝料を一部の原告に認容、といった点が注目されたが、本稿では、この二点に重点を置いて判決を紹介したい。

第二 ②ふるさと喪失慰謝料について

東電は、これまで帰還困難区域に限り、ふるさと喪失慰謝料を支払う態度を示してきた。しかし、その実質は、日々の避難生活に伴う慰謝料の前払いとしての性格を有するものに過ぎず、原告らが主張する「地域コミュニティ等の生活基盤を根こそぎ奪われたことに対するふるさと喪失慰謝料」とは全く異質のものであった。

本判決は、精神的苦痛について「避難生活に伴

う慰謝料では填補しきれないものについては、本件事故と相当因果関係のある精神的損害として、賠償の対象となる」と判断し、考慮要素として

「事故前居住地での居住期間、生活本拠の役割、本件事故後の従前の生活の本拠・周辺コミュニティの状況」等を挙げた。その上で「事故前の自宅での暮らしや近隣住民とのつながり等生活基盤の全てを相当期間にわたって喪失」、「避難指示解除後でも直ちに、本件事故前と同等の暮らしが戻るわけではない」こと等を理由に、緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域及び居住制限区域からの避難者らに対して、個別事情により五〇万円から一〇〇万円のふるさと喪失慰謝料を認めた。

これらは直接請求・ADRでは東電が賠償責任を認めてこなかった項目であり、本件判決の重要

な意義の一つといえる。

第三 ①国の責任を棄却した不当性

1 不正確な報道内容

本判決について、一部報道では、国に予見可能性はあったが、津波による浸水から電源喪失を回避する措置をとっても事故を回避できなかった可能性があった、すなわち結果回避可能性が否定されたために国の責任が否定されたかのような論述が見受けられた。

しかし、実はこれは不正確である。本判決は、予見可能性が認められたとしても、（原告が主張するような非常用電源設備の水密化等の）各結果回避措置を直ちに講ずるべき義務が導き出されずとはいえないとして、結果回避義務を端的に否定したのである。前述した「津波による浸水から

…事故を回避できなかった可能性がある」との論述は、結果回避義務自体を否定した後に、わざわざ「仮に」結果回避措置を行っていたとしても、本件事故を回避できなかった可能性があるとして、屋上屋を架すように原告らの主張を排斥したのである。

2 内容の不合理性

どうしてそのような論理が展開されてしまったかであるが、本判決は予見可能性の程度と結果回避義務の相関性を挙げている。本判決は予見可能性の程度として国が主張した「確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の可能性（専門研究者間の通説的見解）」までは必要なく、原告らが主張した「万が一にも過酷事故を起こさないように、無視することができない知見の集積があれば一応足りる」と判断した。

ところが本判決は続いて「確立した知見に基づいた信頼性の高い試算であれば、直ちに対策がとられるべきであるが、予見可能性の程度がその程度に至らない場合、国や東電が投資できる資金や人材等は有限であり、際限なく想定し得るリスクの全てに資源を費やすことは不可能である以上、結果回避措置の内容・時期等については国の専門的判断に委ねられる」とした。

そして、本件では国の予見可能性の基礎となる長期評価（国の機関である地震調査研究推進本部

が長期的観点から地震発生の可能性・震源等を評価したもの）が、種々の異論やデータ不足による限界等があったことを理由にその精度・確度が必ずしも高いとはいえなかったとして、「本件事故後と同様な規制措置を講ずべき作為義務が一義的に導かれるとはいえない」と判断した。

しかし、生業判決では長期評価について「法律上の根拠に基づき組織された委員会が、専門的研究者による研究会における議論を取りまとめたものであつて、その信頼性を疑うべき事情は存在しない」と認定されたように、長期評価に信頼性があるのは明らかであるが、それを貶める本判決の認定は不可解という他ない。

さらにいうと、国は予見可能性の程度を「確立された科学的知見」に基づく必要がある理由として、工学的観点から投入できる資源や資金に限りがあることを挙げ、不確かな予見に基づきいちいち対策をとっていたら、必要な対策が後手に回ることになりかねないことを挙げた。これについて本判決は「確立された科学的知見」を要求すると、知見が確立されるまで原発の潜在的危険性を放置することになり不合理であり、予見可能性は地震・津波の専門的研究の成果を踏まえて純粋に地震学の知見から判断されるものであつて工学的な判断が入り込む余地はない、と断じた。

それにもかかわらず、結果回避義務違反の検討

の際には、原発の潜在的危険性を棚上げし、原発事故から保護されるべき人の生命・健康を軽視した判断をしてしまっている。

3 生命・健康対経済的合理性の不当性

このように本判決の問題点は、津波は予見できず、資金や人的な限界・地震リスクへの対応等から津波対策を後回ししても構わないという、人の生命・健康と経済的合理性を同じ土俵に上げ、後者を勝たせてしまった異常な判決であるという点である。

第四 その他

本判決には、国の予見可能性自体を認めた点、重要な争点であった国の規制権限を認めた点は評価しうるが、損害賠償額について中間指針を踏襲した点など克服すべき点は多い。

第五 控訴審とこれからの運動

一審判決の誤りを正して完全賠償を求めていく他、今後は本判決が人の生命・健康といった価値を軽視して経済的合理性を優先させたことを強調し、裁判所を包囲していく必要がある。今後の世論・社会をどう味方に付けるかに関わってくるが、青法協の各会員の協力もぜひお願いしたいところである。

日本郵便株式会社・ 労契法20条東日本訴訟

東京 伊藤 安奈



日

本郵便株式会社(被告会社)に勤務する期間雇用社員である三名の原告が不合理な労働条件の是正を求めて被告会社を提訴した訴訟について、二〇一七年九月一四日、東京地方裁判所一部は、正社員との年末年始勤務手当等の労働条件の相違を不合理だとして、原告三名全員の請求を一部認容し、会社に対して合計金九二万六八〇〇円の損害賠償を命じた。本件訴訟の弁護団員として、本件訴訟及び判決について報告する。

本

件訴訟は、被告会社において郵便外務・内務業務を担当する正社員と期間雇用社員において、業務の内容と責任の程度が同一であり、職務の内容と配置の変更の範囲もほぼ変わらないにもかかわらず、諸手当(外務業務手当、年末年始手当、早出勤務等手当、祝日休、夏期末手当、住居手当、夏期冬期休暇、病気休暇、夜間特別勤務手当、郵便外務・内務業務精通手当)について、正社員と比して大きな差異があるうえ、有給の病気休暇や夏期冬期休暇も与えられていないなど、労働条件に大きな格差があるのは到底容認できない不合理なものであるとして、二〇一四年五月八日、提訴した事件である。

原告らは、被告会社に期間雇用社員として入社以降、十数回〜二十数回の更新を繰り返し、判決時点においてそれぞれ会社に八年〜一四年勤務

するベテラン社員である。本件訴訟では、原告ら期間雇用社員が、正社員と同じシフトに組み込まれ、新入りの正社員に教育指導を行い、客からのクレーム対応に向いて対応を行うなど、正社員と何ら変わらないどころか、正社員以上に被告会社に対して貢献してきたことを明らかにし、期間雇用社員である原告らと業務の内容等に差異がないことの立証を尽くしてきた。一方、被告会社は、管理職以上の社員も合わせて正社員全体と比較すれば、期間雇用社員の職務の内容も配置の変更の範囲も大きな差異があり、正社員には「長期雇用のインセンティブ」を付与する必要があるため、様々な手当や労働条件に格差があっても許される」と主張していた。

本

件判決では、比較対象となる正社員について、正社員全体ではなく、担当業務や異動の範囲が類似している正社員とし、原告らが格差是正を求めていた労働条件のうち、年末年始勤務手当、住居手当の損害賠償を認め、他に判決の理由の中で夏期・冬期休暇と有給の病気休暇を取得させないことは不合理な労働条件の相違であることが認められた。年末年始勤務手当及び住居手当については、正社員に対する支給額全額を損害とはせず、民事訴訟法二四八条に基づき、規定に基づく場合の各八割と六割の認定とな

ったものの、消極的な判決が続いていた労契法二〇条訴訟において、画期的な判決だといえるであろう。

本件勝訴判決は、原告ら自身の奮闘はもちろんであるが、原告らの所属組合である郵政産業労働者ユニオンの全面的なバックアップがなければ、成し遂げられなかったといつて過言ではない。立証に必要な資料の収集や実態の調査、適切な証人の選択、現場での経験がなければ気付き得な

い視点からの様々な提案や原告らの精神的なサポート、弁論期日への動員等、期日内外における組合の活躍があつてこそその成果であつた。特に、尋問において、原告らの比較対象となる正社員をそれぞれ証人として申請し、実際に正社員の立場から、期間雇用社員がいかに同じ仕事をしているかについて証言したことは、本件判決に大きな影響を与えたと思う。

本 件判決後、被告会社側は、即時控訴し、また、原告らとしても、本件判決で認められなかつた労働条件について、不服として控訴している。勝訴判決とはいつても、まだまだ課題の多い判決であることは事実である。改めて気を引き締め、控訴審においても、原告ら、弁護団、そして郵政産業労働者ユニオンと共に一丸となつて、勝訴を勝ち取るべく、邁進したい。

東京朝鮮高校生「高校無償化」 国賠訴訟東京地裁判決について

第二東京弁護士会

康 かん

仙華 そな



一 はじめに

東京地方裁判所は、二〇一七年九月二三日、いわゆる高校無償化裁判において、請求棄却の判決を言い渡した(以下「東京地裁判決」という)。本紙二〇一七年一〇月号(No五六〇)の丹羽雅雄弁

護士による記事の通り、高校無償化裁判は、東京のほか、愛知、大阪、広島、福岡の五カ所で係属しており、前記の東京地裁判決は、広島敗訴、大阪勝訴という流れの中で言い渡されたものであつた。

二 高校無償化制度の仕組み

高校無償化制度は、「公立高等学校における授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(以下「法」という)の下、公立高校の授業料を不徴収とし、外国人学校を含む私立高

校等に通う生徒に就学支援金を支給するという制度である。

朝鮮高校の生徒が就学支援金を受給するには、法施行規則一条一項二号ハ（以下「規定ハ」という）に基づき、朝鮮高校が、高等学校の課程に類する課程を置くものとして、文部科学大臣の指定を受ける必要がある。規定ハについては、別途、指定に関する規程（以下「本件規程」という）が設けられ、本件規程の下では、教育的観点からの制度的・客観的審査のみが予定されており、政治的外交的配慮を行わないことが、政府統一見解とされた。

三 事案の概要

東京朝鮮中高級学校の設置者である学校法人東京朝鮮学園（以下「東京朝鮮学園」という）は、規定ハによる指定を受けるため、二〇一〇年一月三〇日付で、規定ハに基づく指定の申請を行った。

しかし、二〇一二年二月二六日に発足した安倍政権の下、下村博文文部科学大臣（以下「大臣」という）は、就任二日後の同月二八日、定例記者会見において、「拉致問題の進展がないことや、朝鮮総聯と密接な関係にあること」を理由に、朝鮮学校を不指定とする方針を表明し、これが「政府全体の方針」とされた。そして、大臣は、二〇一三年二月二〇日、規定ハを削除する省令改正を行い、東京朝鮮学園に対し、不指定処分（以下「本

件処分」という）を行った。

本件処分の理由は、①規定ハを削除したこと、②本件規程二三条（……指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。）に適合すると認めらるるに至らないこととされた（後に被告は、裁判所からの釈明を受け、②が主たる理由であると主張を棄てさせた）。

しかしながら、前記のような経緯からすれば、本件処分が政治的外交的配慮に基づくもので、教育的観点からの制度的・客観的審査によるものでないことは明らかである。実際にも、本件処分は、指定に関し政治的外交的配慮を行わないとする政府統一見解を廃止した上でなされたものであった。

そこで、本件処分の当時、東京朝鮮中高級学校の生徒であった六二名が原告となり、本件処分により、就学支援金を受給する権利等を侵害され、精神的苦痛を受けたとして、国家賠償請求訴訟を提起した。原告らは、本件処分に至る事実経過を立証した上で、①本件処分は、審査会（指定に関する規程に基づき設置された大臣の諮問機関）の審査を無視する一方、本来考慮すべきではない拉致問題等の政治的外交的理由により行われたものであり、違法であること、②規定ハの削除は、

「全ての意志ある後期中等教育段階にある生徒の学びを保障」すべく制定された法の委任の趣旨に反するものであり、違法無効であること、③東京朝鮮中高級学校は、本件規程二三条の要件を全て充足していることを主張した。

四 判決の概要

東京地裁判決は、原告らの主張立証とは異なり、本件規程二三条に関する判断を真つ先に行った。

東京地裁判決は、本件規程二三条が規定する要件の検討は、その性質及び内容からして専門的、技術的検討を伴うものであることが明らかであって、大臣の裁量に委ねられているとした上で、公安調査庁の資料や産経新聞の報道等を勘案すると、東京朝鮮中高級学校につき、就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確実に充当されることや、学校運営が法令に従った適正なものであることについて、十分な確証を得ることができず、本件規程二三条に適合するものと認めらるるに至らないとした大臣の判断をもって、不合理とまでいふことはできないと判断した。

また、東京地裁判決は、前記三の原告らの主張①については、就任直後の定例記者会見における大臣の発言は、「その内容を素直に見れば」本件処分の理由について述べたものではないことが明らかであるなどと驚くべき評価を行った上で、本件

処分が政治的外交的理由によりなされたものと認められることはできないと判断した。原告らの主張②については、不要であるとして、判断すら行わなかった。

五 問題点

東京地裁判決の主な問題点は、①本件処分が政治的外交的配慮に基づくものであることを否定したこと、②本件処分を実現するために行った規定ハの削除が法の委任の趣旨に反するかについての判断を回避したこと、③本件規程一三条の判断に

おける大臣の裁量を無制限に認めたことである。大阪地裁判決が、規定ハの削除は、大臣が、拉致問題等の外交的政治的理由により朝鮮学校を法の対象から排除するために行ったものであり、その裁量権を逸脱濫用したものである、大阪朝鮮高級学校は本件規程一三条に適合するものであると判断したことは、対照的である。

東京地裁判決は、被告の主張を鵜呑みにした結論ありきの判断で、客観的事実や法の趣旨、目的に真摯に向き合っていないものである。

六 終わりに

原告らは、東京地裁判決を不服として、本年九月二五日付で控訴した。

東京地裁判決は、朝鮮学校に対する偏見、差別を助長させるものであり、断じて確定させてはならない。

私は、弁護団の一員として、全国の朝鮮高校生らに差別なく就学支援金が支給される日まで、引き続き力を尽くす所存である。

東京都受動喫煙防止条例をめぐる問題点



東京 船尾 遼

1

二〇一七年一〇月五日、東京都議会において、都民ファーストの会と公明党、民進党が共同提出していた「子どもを受動喫煙から守る条例案」が賛成多数で可決された。

この条例は、保護者と喫煙者に対して、子どもがいる家庭(居所)・部屋、子どもが同乗している車、公園・学校・小児科の周辺等で喫煙しない、あるいは受動喫煙させない努力義務を負わせるこ

とを内容とするものである。家庭内にまで、パターナリステイクな制約を及ぼそうとしている点に憲法上の争点をほらんだ大きな問題点はあるものの、主体が保護者と喫煙者に

限定されていること、禁煙とすべき場所がかなり不明確であること、規制態様が全て努力義務であることから、全く実効性がないいわば理念条例であり、強く反対するべきものではなかった。

受動喫煙そのものについて、受動喫煙者に悪影響を及ぼすことについては、そもそも争いはないであろうし、子どもに受動喫煙をさせないよう努力すべきことにはだれも反対はしないであろう。

2

問題は、今後都議会に提出されることが予定されている、「東京都受動喫煙防止条例」という本格的な罰則付きの条例案である。「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」の基本的な考え方（平成一九年九月八日東京都福祉保健局）によると、個人の住宅・旅館・ホテルの客室・福祉施設の個室等については禁止する予定はないものの、広範な施設が敷地内・あるいは屋内禁煙（喫煙室の設置も不可）とし、違反した施設管理者や喫煙者には罰則が適用される予定である。

3

では、このような、喫煙防止条例にはどのような問題点があるか検討する。

日本における禁煙条例の先駆けとなった条例として、「安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例」（平成二四年六月二五日千代田区条例第五三三号）がある。いわゆる路上喫煙禁止条例

として知られており、施行当時、千代田区に所在する大学に通う喫煙者であった筆者は、大きな衝撃を受けたことを記憶している。

ところで、この千代田区の条例を読まれたことがある会員は意外と少ないのではないだろうか。ここで千代田区の条例の前文を抜粋する。

「千代田区は、日本の政治経済の中心地として四〇〇年の歴史と伝統と風格を備えたまちである。そこには、そのなかで住み、働く人々によって形成され、護られてきた生活環境がある。これを、護り、向上させていくことは、先人からこのまちを受け継いだ千代田区に住み、働き、集うすべての人々の責務である。千代田区は、区民とともに、安全で快適な生活環境を護るため、ごみの散乱防止を始め、諸施策を実施してきた。しかし、公共の場所を利用する人々のモラルの低下やルール無視、マナーの欠如などから、生活環境改善の効果は不十分である。生活環境の悪化は、そこに住み、働き、集う人々の日常生活を荒廃させ、ひいては犯罪の多発、地域社会の衰退といった深刻な事態にまでつながりかねない。今こそ、千代田区に関わるすべての人々が総力を挙げて、安全で快適な都市環境づくりに取り組みとときであり、区民や事業者等すべての人々の主体的かつ具体的な行動を通じて、安全で快適なモデル都市千代田区をつくっていく。千代田区は、このよう

な決意のもとにこの条例を定める。」

これを一読すると驚かれる方が多いのではないだろうか。具体的な条文の指摘はここでは省くが、この条例は、行政主体で規制を強化していくことにより目的を達成するものではない。千代田区の安全・千代田区の公衆衛生は千代田区に滞在するすべての者が自主的に行う。千代田区に滞在する者にはすべからず義務が課され、自主的に地区組織などに参加し、協力体制を作っていく、という思想の上になりたっている。いわゆる、戦前における隣組思想と極めて近い、相互監視を通じて、プライバシー権を、「安全で快適な都市環境づくり」という名のもとに、これを侵害し、協力できないものを密告するという全体主義的思想にその淵源がある。また、前文からも読み取れるが、いわゆる「建物の一枚の割れた窓を放置すると、警察や所有者が無関心であるということになり、他の窓も割られていくことになる」という「割れ窓理論」も条例の基本的な思想となっている。貧困などの犯罪の原因に目を向けることなく、表面上の対策を行うことにより、犯罪を行いうるものを排除し、安全地帯と被安全地帯を分断する点でこの思想には大きな問題がある。これらの思想の延長上に、条例の路上喫煙防止を盛り込んでいるのである。この点で、喫煙防止条例と言いながらも、公安条例的な性格があることは否めない。

4

東京都で制定が予定されている受動喫煙防止条例は、東京都に滞在する喫煙者、施設管理者に対して罰則付きで義務を課し、自主的

な対策を求める点で、千代田区条例と同様の問題点をはらみうるものである。具体的によどのような条例案が都議会に提出さ

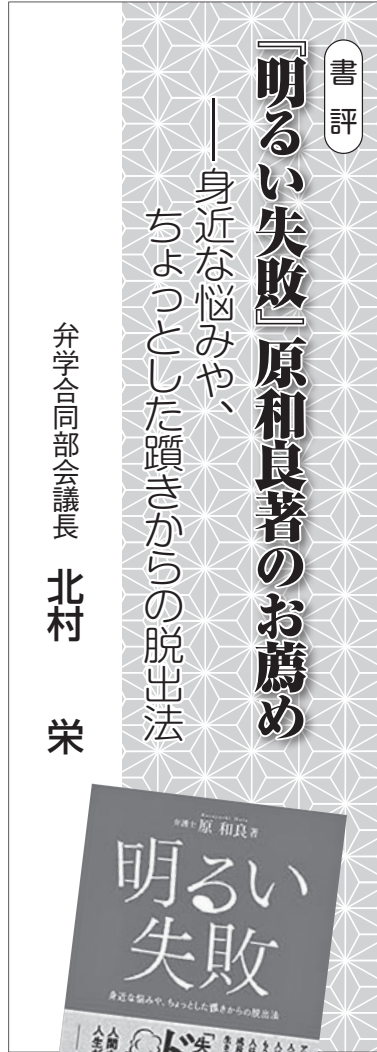
れ、審議されるのか、今後注視する必要がある。

書評

『明るい失敗』原和良著のお薦め

——身近な悩みや、ちよつとした躓きからの脱出法

弁学会合同部会議長 北村 栄



れがこのような素晴らしい本となつてさらに感激している。

この本は、弁護士のみならず、一般向けのベストセラーになつても全くおかしくない本であるが、もちろん我々弁護士にとって一番効果がある本であるのは間違いない。それは、冒頭のプロローグで「壁にぶつかったときに」と、

待 望の本が出た。よくある弁護士が仕事や法律関係を題材にしたものでない、一般書店に平積みになるような本（実際に東京の有名書店では平積みのようなだが）を会員が出版したのである。

推薦の帯も直木賞作家である志茂田景樹氏が「失敗は明るくドカンとやれ！ 人間力が磨かれ、人生が輝く」と寄せている。

著者の原会員は、ご存知の通り弁学会合同部の議長を五年やり、現在も副議長として青法協のために尽力をされているが、その忙しい中にもこれまで「弁護士研修ノート」「弁護士経営ノート」等、

我々の仕事上大変役に立つ著作が出されている。今回のものはそれを超えた、人生論的な視点を持つものである。

私自身、人生で（特に司法試験受験時代）大きな失敗を繰り返してきたので、成功論、人生論の本は人後に落ちずにたくさん読んだ自負がある。しかし、今回の『明るい失敗』ほど、著者の深く、苦しい多数の体験からまさに滲み出た珠玉の言葉が、わかりやすい文章として語られている本を知らない。私は自分と同じ（失敗の）匂いする原ファンであるので、特別にペラ刷りをもらったが、あまりにおもしろくて一気に読んでしまった。そ

壁にぶつかり悩みや苦しみを抱えて相談に来られる人々との出会いの連続がこの本を出発点とされているからである。そして、その後の本文は、次のような興味津々の目次が続く。

- 第一章 自分と向き合う
- 第二章 他人と比較しない
- 第三章 心のブレーキをはずす
- 第四章 心の持ち方
- 第五章 逆境の乗り越え方
- 第六章 時間を捻出する方法
- 第七章 お金とのつき合い方
- 第八章 理想を忘れない

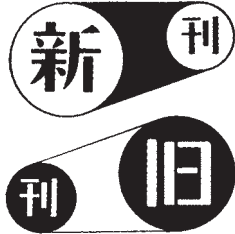
第九章 人間力を高める

第一〇章 人生の目的とは

どれもが我々の仕事、人生にとって重要で不可欠な問題ばかりである。

特に筆者のライフワークである「人権活動と経営の両立」との点で言えば「お金との付き合い方」が極めて参考になる。その両立の方法論は他の著書で書かれているが、ここではその根本にある考え方が書かれている。

すなわち、「幸せになりたければ、社会のため、困っている他人のために無心で働くこと」、「他人に役に立つことがビジネスであり、役に立った結果がお金という形で帰ってくる」、「与えられた仕事を創意工夫し、自分のミッションとして取り組む姿勢のある人は結果的に大きな成長をして必ず成功を収めるものです」、「私たちの仕事は誰かの役に立っているからこそ、その対価として報酬がもらえるのです。その報酬はやはり誰かのために役に立つように使ってこそそれが周りに回って大きな報酬として帰ってきます」



ます」「お金を好かれる人、お金を引き寄せる人は、お金を追い求めるのではなく、お金よりも人の縁を大事にしています」「ビジネスで一番大

切なのは貯金ではなく、他者からの信頼の貯金であると思います」。

また、理想についても体験に裏打ちされた言葉が綴られている。「理想を高く掲げると不思議なことに実現に向けて動き出します」、「外部に表明することで、あなたが何をやりたいのか、他者が認識できます。そうすると、あなたのやりたいことと理想に共感した人が手伝えることがあれば手伝いたいの気持が芽生えます。それは、資金援助であったり、商品の購入であったり、お客様の紹介だったりします」。

最

終章の「人生の目的とは」では、「人間は何のために生きているのか」という根源的な問いについて、明確に「自分を成長させ続けること」と述べる。

さらに、「失敗の中からこそあなたはたくさんこのことを学び成長できたのではないのでしょうか」「あなたが失意の人に対してやさしい言葉をかけてあげられるのは、その気持ちを理解するに足るだけの失敗、挫折経験があるからではないでしょうか、だから『明るい失敗』と呼ぶことにしました」と本書の表題の核心が書かれている。

そうなのだ、失敗は恐れるものではなく、明るく付き合うもの、さらには喜ぶべきものではないかとも思われる。まさに、失敗を通じて、自分

がどう成長するかの問題であり、自分の人生を豊かにするもの、と納得した。

最

後に、我々に向けられたような言葉を紹介する。著者は「理想を忘れない」の章で、アップル社のスティーブ・ジョブズの有名な演説「人々が良い方向に世界を変えることが出来る」と信じるクレイジーな人間だけが、本当に世界を変えることが出来る」を引用する。まさに、我々青法協の会員が心すべき言葉である。さすが五年議長をした永世議長資格者と言うしかない。

私は、「弁護士研修ノート」は、全弁護士、特に青法協会員弁護士の必読文献と確信し八〇冊以上買ったが、この「明るい失敗」はこれを上回る本である。既に三回も読んだ。みなさん、人生論も含んだ必読文献ですよ。

『明るい失敗』

著者：原 和良
発行：クロスメディア・パブリッシング
定価：二三八〇円＋税
四六版 二〇六頁

自分にあつた選択を

埼玉 鈴木 満

1 法曹を目指した理由

私が弁護士を目指したきっかけは、いとこが弁護士であったこと、他にやりたいこともなかったことなどと大した理由ではありませんでした。

そんな理由であったため、弁護士を目指すことを止めようかとも思った時期もありましたが、勉強を続けていく中で、日本にはメディアにも取り上げられていない社会問題がたくさんあり、その問題の解決のために弁護士が活躍できる活動の範囲の広さを知りようになり、次第に弁護士を強く志すようになりました。

2 法学部のない大学から 法科大学院へ

私は、高校卒業後、地元の山形大学の人文

学部法経政策学科法律コースという法律を学ぶコースに進学したものの、法学部はなく、周りに法曹を目指している人もいなかったため、勉強に関して相談できる友人等がいなかったため法科大学院進学の勉強は本当に大変なものでした。

当時は、そもそも勉強嫌いな上、受験勉強らしい受験勉強はした経験がないため、受験勉強というもののやり方自体よくわからないにもかかわらず、私は既習コースでの入学を目指していました。

そのため、膨大な本や参考書がある中で、どのようにして勉強をしてよいかもわからず、手探りで勉強する日々でした。

では、なぜそんな大変な環境に身を置いたかという点、山形大学が自宅から最も近い国立大学で最もお金がかからなかったため、家

庭の経済的事情を鑑みるとそこに通った方がよいと判断したからでした。

3 法科大学院制度について

(1) 法科大学院制度については賛否両論があると思いますが、私は法科大学院へ進学して良かったと思います。

その主な理由は、司法試験に関する情報を得ることができたこと、学問としての法律を学ぶことができたこと、モチベーションを保ちながら勉強できたことの三つです。

以下、それぞれの理由について具体的に述べます。

(2) 大学在学中、私は一人で勉強していたので、司法試験に対する情報がほとんどありませんでしたが、法科大学院へ進学してからは、先輩や同期から、司法試験に関するたくさんの情報を教えてもらいました。

法科大学院へ入学するまでは、そういった情報にはまるで無関心だった上、そういったことを教えてくれる人もいなかったため、その情報の多さに驚いた記憶があります。

司法試験の傾向等についているんな噂が飛び交いますが、時には本当のものもある、というのが私の印象であり、聞いておいて助かったこともあります。

ロースクールの実情と 法曹養成

もし、予備試験合格を目指していたら、一人での勉強を続けていたと思いますが、そのままでは、司法試験合格まではもつと時間がかかっていたと思いますし、受験勉強はもつと大変になっていたと思います。

(3) 私は、法科大学院入学前は、法律を試験科目としてしか考えていませんでした。

なので、法科大学院の受験勉強も基本書や判例教材を読まず、予備校本だけを読み、あとは、論証を暗記するだけ、という感じでした。

しかし、法科大学院で教授の先生の講義を受け、同期と討論する中で、法律を学問として認識し、その奥深さを知り、面白いと考えようになりました。

そして、以前よりも法律をよく理解できるようになった結果、答案も論証ではなく、自分の言葉で書けるようになり、答案を書くときにごく書くか迷うことも減っていったように思います。

また、法律を表面的に扱うだけではない仕事はできないと弁護士として働いていて強く実感し、法律を深く理解しようとする姿勢は、今も活かされていると思います。

(4) おそらく、法学部が存在し、法学部生の多くが法曹を目指

しているような大学では、実務家の方のお話を聞いたり、知り合いになったりする機会が多いのですが、私の大学ではそのような機会はありませんでした。

しかし、法科大学院に入ると実務家の方と知り合いになる機会が格段に増え、実際の事件のお話や社会的な活動について伺うことができました。

お話を伺う中で「弁護士になれば、そんなことができるんだ」という発見が、私の「弁護士になりたい」という気持ちを強くし、つらい受験勉強を乗り切るためのモチベーションの維持につながっていました。

また、私は、司法試験のための勉強だけでなく、法整備支援について学ぶために進化する法科大学院を決めたので、在学中は、法整備支援の勉強をしたり、法整備支援に関する学生のシンポジウムに発表者として参加したりしていました。

授業の予習復習の傍らこれらの活動を行うことは、非常に大変でしたが、司法試験の勉強だけではなく、他の分野について同時に学べることも法科大学院ならではのメリットです。

4 終わりに

環境が整っていない大学に身をおいていた私

にとつては、法科大学院という環境は司法試験合格のために大いに役立ち、そのおかげで弁護士になれたと思いますし、そこで学んだことは今も役に立っています。

しかし、環境が整っている大学へ進学できた人にとつては、法科大学院へは行かず、予備試験に合格し、司法試験を受験した方がよいのかもしれない。

また、私の場合は、進学した法科大学院の環境が整っていただけで他の大学院は同様なないのかもしれない。

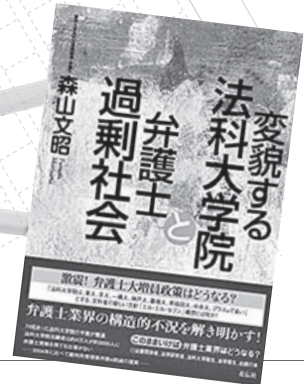
しかし、やはり私は法科大学院があつてよかったと思いますし、予備試験とどちらが自分にあつた方法か選択できる現在の制度は悪くはないと思います。

法科大学院によつては合格率が低迷しているなど法科大学院制度の問題がメディアで取り上げられることもあり、法科大学院制度自体に問題があることも否定できませんが、運営する大学側や受験生側にも少なからず問題があるのではないかと私は思います。

〈シリーズ「法曹養成問題の新局面」⑰〉

文科省の法科大学院政策の転換にも論及
森山文昭会員（弁護士・愛知大学教授）の新刊書

『変貌する法科大学院と
弁護士過剰社会』



司法問題対策委員会 立松 彰

1 二〇一七年五月に立教大法科大学院と青山学院大法科大学院が、二〇一八年度からの学生募集停止を発表した。これにより、廃止を含め募集停止に踏み切った法科大学院は三五校にのぼり、法科大学院は七四校から三九校にほぼ半減した。

入学定員はピークの二〇〇五年度（七四校）の五八二五人から二〇一七年度には二五六六六人（四五校）と四四・一％にまで減少し、入学者数はピークの二〇〇六年度の五七八四人から二〇一七年度の一七〇四人と二九・五％にまで落ち込んだ。他方、適性試験の受験者数は、設立初年度の約四万人から二〇一七年度の三〇八六人に激減している。

2 こうした状況の中で、文科省は、法科大学院に関する政策を大きく転換しようとしている。未修原則から既修原則へ、独立大学院（法学部との接続の否定）から法学部との連携強化へ、という理念の変更を伴う政策転換である。

一〇月二日開催の中教審法科大学院等特別委員会における配布資料によると【※1】、大学法学部に、「法曹志望が明確であり、優秀な学生」を対象に「法曹コース」（二年次と三年次）を設け、「飛び入学制度・早期卒業制度」を利用し、法学部（三年）と法科大学院の既修コース（二年）を接続し事実上の「五年一貫コース」を設けるという内容であ

り、これまでの法科大学院の姿を一変させるものとなっている【※2】。

3 文科省の政策転換とそれに伴う法科大学院の「再編」に合わせるように、「先導的法科大学院懇談会」（エル・エル・セブン）のホームページが立ち上がった。「エル・エル」とは Leading Law School の略で、「セブン」は、東京、京都、一橋、神戸、慶応義塾、早稲田、中央という合格率上位の七大学を意味する。

エル・エル・セブンを中心とした上位校は政策転換にも対応し生き残るであろうが、対応できない法科大学院は「自主的な」撤退を余儀なくされるよう。著者は本書の「補論」において、「生き残ることのできる法科大学院はせいぜい十数校程度、場合によると二〇校を下回ることになるかもしれない」と厳しい見方を示す。

4 さて、本書の紹介が遅れてしまった。本書は、法曹人口問題と法科大学院問題について、その歴史的経過を振り返りつつ現状とその問題点を分析したうえで今後のあり方について提言するものであり、以下の構成から成る。

序章 法科大学院人気の凋落
第一部 法科大学院の理念と現状
——その制度設計は正しかったか

第二部 弁護士激増と法曹人口問題

——司法試験合格者数はどうあるべきか

第三部 法科大学院は、どう変わるべきか

補論 (1) 文部科学省の新政策(エル・エル・セブン構想)

セブン構想)

(2) 修習給付金制度の実現

5 本書の出版は二〇一六年を予定していた。その中で急遽、この政策転換について「補論」として加筆したという。著者が「エル・エル・セブン構想」と呼ぶこの新政策は、法科大学院問題を解決あるいは改善することになるのか。「補論」を熟読したい。

となったところで、文科省の政策転換が急浮上した。そこで急遽、この政策転換について「補論」として加筆したという。著者が「エル・エル・セブン構想」と呼ぶこの新政策は、法科大学院問題を解決あるいは改善することになるのか。「補論」を熟読したい。

6 著者は、現職の愛知大学法科大学院教授であることから、文科省の法科大学院政策にも詳しく、また院生のおかれた実情にも詳しい。論述は分かりやすく説得的である。興味深く読んだ点を感想とともにいくつか紹介したい。

(1) 第一部の第四章「教育方法・内容に関するドグマ」では、制度発足当初の法科大学院における教育方法・内容に関するドグマ、具体的には「司法試験敵視」、「起案敵視」、「双方向」教育、「幅広い知識と教養」、「理論と実務の架橋」等々の

ドグマの発生から崩壊(あるいは修正)までが記されている。「アメリカ・ロースクールの崇拜」から、わが国の実情を無視して模倣されたが、そのドグマ崩壊後に「予備校化」が「急速に進行している」というのは何とも皮肉である。

(2) 第二部の第一章「法律専門職としての能力」では、法科大学院入学者や司法試験合格者の「学力水準」に深い関心が示され、また、「法律専門職としての能力レベルの低下が、弁護士にとどまらず、裁判官・検察官にも現れている」、「被害者は国民である」と、現状が深く憂慮されている。

(3) 第二部の第四章「どうしてこうなってしまったのか」では、法曹人口増加の発端となった法曹基本問題懇談会の設置(一九八七年)から現在までを振り返る。この三〇年間は弁護士激増の歴史であるとともに、日弁連の対権力との関係における「協調路線」化の歴史でもある。

(4) 第三部の第一章「政府・文部科学省の取り組み」では、文科省の法科大学院改革に向けた取り組みが詳しく紹介されている。補助金の配分を通じての「自主的な」組織見直し、統廃合の「促進」は、極めて巧妙であると同時に「強制」的である。

7 本書は、法曹人口・法曹養成問題の現在を知り今後を考えるうえで恰好の一冊である。

著者は法曹養成制度の改革案を具体的に提示したうえで、次のように本書を締め括る。

ある。

「私は、本書で具体的な提案をいくつかしたが、これにこだわるつもりはまったくない。大事なことは、多くの人の知恵を集めて、大いに議論することだと思う。過去の行きがかりを捨て、現在の地位や立場にもこだわらず、自由な議論を行うことが重要だと思う。」

是非多くの会員に読んでいただきたい。

【※1】「法科大学院等の教育の改善について(論点と改善の方向性について)(案)」及び「五年一貫コースのための法学部『法曹コース』として満たすべき要件等について(案)」

【※2】一〇月二日付日経新聞は、「文科省は早ければ二〇一九年度の入学者から新コースの対象とする」と報じた。

『変貌する法科大学院と弁護士過剰社会』

著者・森山文昭

発行・花伝社

定価・二二〇〇円＋税

A5判 三三〇頁

委員会からのお知らせ

青法協会員所属の法律事務所のみならず
七一期向け四団体合同説明会へ
是非ご参加を

12/16
(土)
in 東京

東京 今泉 義竜

来たる二月二六日(土)、七二期司

法修習生を対象とした、自由法曹団、
日本民主法律家協会、日本労働弁護
団、当部会の四団体合同事務所説明
会が下記の通り開催されます。

事務所説明会には、例年人権活動
に取り組み熱意のある五〇名程度の修
習生が集います。新人獲得を少しでも
検討されている事務所には、是非参加
していただきますようお願いします。

なお、参加は難しいが意欲のある新
人を募集している事務所につきまして
も、事務所の紹介、募集要項をA4・
一枚でメールにてお送り下さい。

参加要綱

【日時】二月二六日(土)午後一時～

【場所】主婦会館プラザエフ「カトレア」

(JR四ツ谷駅から徒歩一分)

【参加費】〈事務所説明会〉弁護士一

人につき一万円

〈懇親会費〉弁護士二人につき五千円

(懇親会費が変更になりました)

【当日の予定】

一二時半開場

一三時開始(学習会)

七二期司法修習生を対象にし
た学習会です。この時点では、
事務所側は参加していただかな
くても結構です。

一四時 事務所説明会開始

*弁護士は遅くともこの時間ま
でにお越しください。

一八時～ 懇親会

【お問い合わせ・参加受付】

参加される事務所は、事務所名
でFAXまたはメールで二月二日
(金)までに御連絡下さい。

東京法律事務所

TEL 〇三三三五五〇六一

FAX 〇三三三五七五七四二
E-mail imazumi@tokyolaw.gr.jp

大阪でも、「法律事務所就職説明会@大阪」
採用予定事務所の募集集中

1/27
(土)
in 大阪

大阪 中森 俊久

大阪支部では、毎年、自由法曹団
大阪支部、民主法律協会、日本国際
法律家協会関西支部との四団体共催
で、事務所就職説明会を開催してい
ます。

来年も、次の予定で開催します。
つきましては、採用予定(良い人が
いれば前向きに検討も含む)事務所を
募集しています。

大阪、関西以外の法律事務所のみ
なさまにもご応募いただいて、修習生
のみなさまに情報を提供させていただ
ければと考えています。

ご来訪いただく他、書面のみによる
ご参加も歓迎いたします。

詳細は、弁護士宮本亜紀(きづがわ

共同法律事務所)までお問い合わせく
ださい。

【日時】二〇一八年一月二七日(土)

午後三時～/懇親会・午後五時～

【場所】TKP大阪本町カンファレン

スセンター・カンファレンスルーム

3A

(最寄駅:市営地下鉄(御堂筋線・
四つ橋線・中央線)本町駅すぐ)

【お問い合わせ】

弁護士宮本亜紀(きづがわ共同法律
事務所)

TEL 〇六六六三三二七六二二

FAX 〇六六六三三二〇四九四

E-mail miyamoto@kizugawalaw.jp

今後の日程

【常任委員会】

*第4回

2018年 3月 2日(金)～ 3日(土)

北陸・金沢

【第49回定時総会】

2018年 6月23日(土)～24日(日)

京 都

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

12月 7日(木) 10時半～ 青法協本部

【修習生委員会】

12月21日(木) 10時半～ 青法協本部
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

12月12日(火) 17時～ 宮本智法律事務所

『〔解説〕安倍改憲は許さん!』

ブックレットの普及にご協力ください

安倍改憲NOの市民の運動に役立ててもらうため、当部会も参加する改憲問題対策法律家6団体連絡会と、超党派の国会議員による議員連盟「立憲フォーラム」が共同してブックレットをつくりました。各地の憲法学習会などで幅広くご活用ください。



(主な内容)

- 第1章 憲法と立憲主義
- 第2章 安倍政治と立憲主義
- 第3章 9条に自衛隊の存在を明記する改憲案の本質と危険性
- 第4章 自民党が提起する9条以外の改憲案
- 第5章 総選挙後の改憲状況

2017年 11月下旬発行

A5判 36ページ

頒価 100円 (送料別途、ただし10部以上は送料無料)

編集後記

▼総選挙直後です。五年前の同時期の編集後記に書いた「……有権者も賢くなって、マスコミがお決まりのように新党を持ち上げても、その賞味期限はどんどん短くなっていきませんか。少なくとも小選挙区制は直ちに廃止すべきです。」との思いはますます強くなっています。▼荻原原発を食い止めたたたかいの学習会の資料の中に推進派のチラシ(一九九二年一〇月)がありました。そこに、原発に反対する政党を攻撃する中で、民医連や青法協を名指しして、「設備の充実、近代化に遅れたり、労働者の平均賃金が毎年伸びるようになる」と、大きな総合病院へ診察に出かけ、また、社会が組織化されてくれば、思想的に偏った弁護士を頼んで裁判することなどは誰も考えなくなった。」と書いていました。運動の分断する企みはいつの時代にもあるものです。▼人権研究交流集会、特に、シンポジウム「単なる理想か?——憲法の可能性と実現力」の成果を共有し、広げていくことが大事だと思います。

(中川勝)